

令和4年度 筑前町社会福祉協議会事業計画書

1. 法人運営

社会福祉協議会は、民間組織であり住民参加による組織運営が要求されています。そこで理事会、評議員会の開催をはじめ、住民のニーズが反映できる組織体制の強化を目指し、公共性の高い民間組織となるよう効率化・適正化を図るとともに、事業運営の透明性の向上に努めます。

(1) 法人運営事業

① 会議の開催

(2) 組織運営及び機能強化

① 財務運営管理

② 個人情報保護法への対応

③ 労務管理の強化

(3) 役職員の資質の向上

(4) 事務局体制の整備

(5) 広報活動の推進（広報・ホームページ）

2. 社会福祉事業

(1) 独自事業

① 心配ごと相談事業

日常的に住民が抱える悩みや困りごとなどを相談する窓口として開設し、相談員が助言を行います。また、無料弁護士相談や専門的に相談できる機関を紹介し問題解決の手助けを行います。

・毎月第1、第3金曜日に相談日開設

・相談員を対象に研修会を開催

(2) 受託事業

① ふれあいいきいきサロン事業

住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、地域みんなが支え合い、共に元気で楽しく心を通わせる場となるサロン事業を推進します。

サロンメニューの中に健康づくりに役立つレクリエーションを取り入れ、介護予防に重点を置き活動します。

ア) サロン代表者会議

イ) 合同交流会

② 在宅高齢者等配食サービス事業

買物や調理が困難な高齢者等に対して、栄養のバランスがとれた食事を提供します。また、利用者の見守り・安否確認を徹底します。利用者のアセスメント表を作成し、情報共有できるようにします。

③ 敬老館運営事業

家に閉じこもりがちな高齢者が交流を通して健康維持、生きがいをづくりとして集う場をつくります。利用者が楽しめるイベントを月に1回実施し利用者の増加を促します。

④ 敬老館食堂事業

敬老館利用者等に安全でおいしいお弁当の予約販売を行います。

⑤ 放課後児童健全育成事業

小学生を対象に、放課後こどもが帰宅しても就労等のため保護者が不在等の家庭に代わって保育を行います。

ア) 保護者、学校、こども未来センターと連携を図り、児童の見守り・支援を行います。

イ) 安全第一での運営を推進するため「安全管理マニュアル」に則した運営に取り組みます。

ウ) 統括支援員が随時学童保育に入り支援員との更なる連携強化に努めます。

エ) 研修会に参加し、支援員の資質向上を図ります。

オ) 従事者不足による待機児童を解消するため、処遇改善について提案・協議します。

⑥ 障害者相談支援事業

障がいのある人が自立した生活を営むことができるように、情報提供の便宜や、権利擁護のための必要な援助、市町村やサービス事業者との連絡調整を行います。障害者総合支援法に基づき事業を推進します。

ア) 指定特定相談事業

スムーズな障害福祉サービスの利用ができるようにサービス等利用計画の作成を行います。

イ) 指定一般相談支援事業

障がいに関する多様な相談に障害者相談支援専門員が対応します。
また、心配ごと相談日に合わせて、障がい相談日を開設します。

⑦ 障害者支援区分認定調査

障害福祉サービスの利用を希望する本人の心身の状態や生活状況を聞き取り必要性を調査し、調査票の作成を行います。

⑧ コミュニケーション支援事業

聴覚障がい者が自立した社会生活を営むための情報を得る手段として手話通訳及び要約筆記通訳の派遣を行います。

⑨ 在宅介護者の支援

介護者のリフレッシュとよりよい介護につながるような情報交換の機会を提供します。また事業内容の周知、新規参加者の開拓のため、チラシの作成を行い、関係者及び関係機関への配布を行います。

⑩ 生活福祉資金貸付事業

県社協の相談窓口として、低所得者、障がい者又は高齢者に対し、経済的自立及び生活意欲の助長を図るための貸付相談を行います。

⑪ 日常生活自立支援事業

認知症、知的障がい、精神障がいなどで判断能力が不十分な人に、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を行い、住み慣れた地域で安心して生活ができるよう支援します。

ア) 適切に事業を活用してもらえるよう、事業内容の周知・啓発を行います。

イ) 研修会に参加し、担当職員の知識向上を図ります。

⑫ ボランティアセンター運営事業

地域住民を対象にしたボランティアの理解と活動の推進を行います。

ア) 情報の発信

- ・センターだよりの発行（6、9、12月）
- ・ホームページの更新
- ・SNS等を利用する情報発信ツールの検討

イ) ボランティア依頼の対応および活動の提供

- ・ボランティア依頼への対応及びボランティアへの調整を行います。
- ・行政や町内福祉施設等と連携した活動の場の拡大を行います。

ウ) 児童・青少年福祉事業と連携した福祉教育への取り組み

- ・小・中学生向けに福祉教育の啓発と推進を行います。
- エ) ボランティアセンター運営委員会の実施（4月、11月）
- オ) 各種ボランティア講座の実施
 - ・講座後のボランティア活動や地域福祉への興味・関心につながる仕組みづくりを行います。
 - i. 聞こえのサポーター講座
 - ii. 声のボランティア講座
 - iii. 手話体験講座（小・中学生向け、大人向け）
 - iv. 福祉教育サポーター講座
 - v. 小物づくり講座
- カ) ボランティア交流会の実施
 - センター登録団体・個人との情報交換や交流を図ります。
- キ) 事前登録災害ボランティアの体制構築

⑬ 生活支援コーディネーター事業

いつまでもこの地域で暮らしていけるように、住民主体による生活支援・介護予防サービスの充実を図られるよう身近な地域での支え合いを推進します。

ア) LINE脳若365を活用した情報発信

地域の先進的な取り組みを掲載し、地域、筑前町の取り組みに興味を持ってもらい、また地域福祉活動者の登録者の増進を目指します。

イ) 居場所の立ち上げ（見える化）の推進

地域の支え合いのきっかけとなる居場所の設立のお手伝いや、現在水面下で活動している居場所の見える化を推進します。

ウ) 住民参加型有償生活支援サービス事業の継続と発展

生活支援の実施者である「かせし隊員」の登録者増員を図るため、登録への仕組みを再構築し募集をします。

会員増員が叶えば、各種福祉団体等へPRの強化を行います。

エ) 筑前町事業福祉サービス、事業サービスパンフレットの作成

町、福祉関係事業所や福祉団体、民間事業所等すべての生きがいや暮らしの情報を網羅したパンフレットの作成を町に提案し協議を行います。

(3) 共同募金配分金事業

A. 高齢者福祉事業

① サロン応援隊の育成（ふれあいいきいきサロン）

体操やレクリエーション技術と知識を習得します。また、かせし隊員の高齢化及び隊員不足の解消のため福祉課と協力し隊員確保への取り組みを行います。

② ひとり暮らし高齢者のつどい

外出により心身をリフレッシュし、参加した仲間と交流を深めます。コロナ禍により実施が不可能と判断した場合には、代替え案を提案し実施を行います。

③ 敬老の日祝事業

白寿と米寿を迎えられた方へ敬老のお祝い品を贈呈します。

④ 金婚お祝い事業

結婚50年を迎えられたご夫婦にお祝いの記念品を贈呈します。

⑤ シニアクラブ連合会への配分及び支援

町シニア活動に対する事務支援、相談支援と助成金配分を行います。
シニア活動の支援をし広報をすることで、会員増強に協力します。

⑥ 遺族会への配分及び支援

自主活動の事務支援と助成金配分を行います。

B. 障がい者福祉事業

① 障がい者のつどい

障がい者と地域住民のふれあいの場の提供と、障がいへの理解の推進を行います。また関係者へのアンケートを実施し、事業の周知及びニーズ調査を行います。

② 福祉用具の貸与

地域福祉活動の支援及び在宅福祉における利用者や家族の日常生活の負担軽減のため、福祉教育用具や介護福祉用具の貸出を行います。また広報誌等を活用し、事業内容の周知に努めます。

③ 身体障害者福祉協会の配分及び活動支援

自主的活動の助言と事務を支援し助成金配分を行います。

④ 障がい者小規模作業所への配分

町内3か所の小規模作業所へ助成金配分を行います。

C. 児童・青少年福祉事業

① 小学生の福祉教育の推進

各小学校区の地域性、学年に応じた福祉への理解と芽生えを目的に、福祉教育を推進します。

ア) 学校向けのパンフレットを作成し、「知ってる？赤い羽根共同募金」や障がいに関する体験型の福祉教育プログラムを提案します。

イ) 地域住民（福祉教育サポーター）と連携し、授業に取り組みます。

ウ) 福祉教育教材「ともに生きる」を希望する小学校へ配布します。

エ) 地域住民向けの新プログラムを作成します。

② 各小・中学校福祉協力校へ助成金配分を行います。

③ 福祉教育用具の貸与

D. その他の福祉事業

① 福祉育成

ア) バス停の管理と老朽化したバス停の補修を行います。

イ) レクリエーション用具の貸与

② ボランティア活動

ア) ボランティア連絡協議会への支援と助成金配分を行います。

事務対応および事業の支援を行います。

イ) 災害ボランティア活動者に対し保険の助成を行います。

ウ) 地域住民が地域を住みよくするため支え合い活動への助成金「筑前町を良くする助成金」を行います。

3. その他

(1) 社会福祉法人連絡会

① 社会福祉法人連絡会（施設長会）

社会福祉法人の「社会貢献活動」を検討する場として、町内8つの社会福祉法人で「筑前町社会福祉法人連絡会」を組織しています。年に2～3回集まり、それぞれの法人がもっている特性を生かした社会貢献を研究します。

② サポーター部会

ライフレスキューサポーターが集まり、生活困窮者に対する支援を行います。毎月1回の事例検討と情報の共有を行います。

(2) まちづくり出前講座

- ① 介護予防のための軽運動
- ② レクリエーション用具で遊ぼう！
- ③ はじめてみよう！ボランティア活動
- ④ 地域住民向けに福祉への理解推進のため、障害福祉に関わる出前講座の作成を行います。

(3) 災害ボランティアセンター

筑前町災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定書の見直しを町と協議し締結します。